

長野県令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）医療施設等経営強化
緊急支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第 1 この要綱は、経営状況や医療需要の急激な変化の影響を受ける医療施設等に給付金を給付又は施設整備等に要する経費を補助することにより、地域医療提供体制の確保を図るため、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和 34 年長野県規則第 9 号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象事業）

第 2 「令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）医療施設等経営強化緊急支援事業の実施について」（令和 7 年 4 月 1 日医政発 0401 第 5 号。以下「実施要綱」という。）に基づき実施する次の事業に要する経費を交付の対象とする。

- (1) 生産性向上・職場環境整備等支援事業
- (2) 病床数適正化支援事業
- (3) 施設整備促進支援事業

（交付額の算定方法）

第 3 この補助金の交付額は、次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。（ただし、算出された額の合計額が予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。）。

- (1) 生産性向上・職場環境整備等支援事業

生産性向上・職場環境整備等支援事業の交付額は、実施要綱に基づき支給決定を行った額とする。ただし、給付金の支給対象となる取組に係る費用が実施要綱に基づき算出した交付額を下回る場合には、支給対象となる取組に係る費用を交付額とする。また、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

- (2) 病床数適正化支援事業

病床数適正化支援事業の交付額は、実施要綱に基づき支給決定を行った額とする。

- (3) 施設整備促進支援事業

施設整備促進支援事業の交付額は、実施要綱に基づき支給決定を行った額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

（交付の条件）

第 4 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに知事に報告し、その承認を受けること。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに知事に報告し、その承認を受けること。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事に報告し、その承認を受けること。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに

知事に報告し、その承認を受けること。

- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円以上（民間団体にあっては 30 万円）の機械、器具及びその他の財産については、施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
- (8) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については次によるものとする。

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿等及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、第 5 号様式により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 15 日までに知事に報告しなければならない。また、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

- (10) この補助金の交付を受けた医療施設等は、厚生労働省が行う、この補助金に関する調査等への協力の求めがあった場合に応じなければならない。

（申請手続）

第 5 この補助金の交付の申請は、申請書に関係書類を添えて、別途定める日までに知事に提出するものとする。

（変更申請手続）

第 6 第 4 に規定する報告又は承認は、別に定める書類を知事に提出して行うものとする。

（軽微な変更の範囲）

第 7 第 4 第 1 号及び第 2 号に規定する軽微な変更とは、補助金額の増額を伴わず、かつ次に掲げるいずれかの変更をいう。

- (1) 建物の設置場所であって、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しないもの
- (2) 建物の規模、構造又は用途であって、機能を著しく変更しないもの
- (3) 補助対象経費の20%以内で増額又は減額する場合
- (4) 事業内容に変更が無く、入札減などやむを得ない事由により補助金額を20%の範囲内で減額する場合

(実績報告)

第8 この補助金の事業実績報告は、補助事業の完了した日から起算して30日以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに別に定める報告書を知事に提出するものとする。

(交付請求)

第9 補助事業者は、補助金の交付（概算払を含む。）を請求しようとするときは、交付請求書を知事に提出するものとする。

(申請書等の様式)

第10 この要綱に規定する申請書等の様式及び書類の提出部数は、別に定める。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は別に定める。